

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、保険料が減免になります。

【対象者】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、下記の(1)～(2)の両方に該当する第一号被保険者 ⇒ 保険料の一部減額

【減免の対象となる保険料】

令和3年度及び令和4年度の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に納期限があるもの。

【保険料の一部減額の要件】

主たる生計維持者の収入について

- (1) 事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の収入のいずれかの減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上見込まれること。
- (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

減免額 = (A × B / C) × D

- (A) 当該第一号被保険者の保険料額
- (B) 当該第一号被保険者の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- (C) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額
- (D) 主たる生計維持者の前年における所得の合計額に応じた減免割合(表1)

表1

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

※ただし事業等の廃止や失業の場合には、対象保険料の全部を免除。

【その他】

◇所定の申請書に次の書類を添付して役場福祉課に提出してください。

- ・死亡または重篤な傷病を負った世帯の方: 死亡診断書等
- ・事業等の廃止や失業となった方: 廃業届、失業したことがわかる書類
- ・所得が減少した方: 前年の収入が確認できる書類(確定申告書の控え、源泉徴収票等)
今年の収入が確認できる書類(売上帳、給与明細書等)

◇申請書は町ホームページからダウンロードすることもできます。

お問い合わせ先
高取町役場福祉課
TEL.0744-52-3334(内線 135)